

○職員的身分証明書に関する規程

昭和56年10月1日
訓 令 第2号

(趣旨)

第1条 本組合職員的身分証明書の取扱いについては、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、職員とは、特別職及び一般職に属する者をいう。ただし、常時勤務を要しない者及び臨時的任用職員を除く。

(交付)

第3条 職員には、その身分を証するため身分証明書(別記第1号様式)を交付する。

(所持)

第4条 職員は、常に身分証明書を携帯しなければならない。

(貸与等の禁止)

第5条 職員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。

(再交付)

第6条 職員は、身分証明書を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに身分証明書再交付願(別記第2号様式)を事務局長に提出し、再交付を受けなければならない。

2 職員は、身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに事務局長に申し出て、証明を受けなければならない。

3 身分証明書は、組合長の定める時期に更新するものとする。

(交付簿)

第7条 事務局長は、身分証明書交付簿(別記第3号様式)を備え、交付の状況を明らかにしなければならない。

(返還)

第8条 職員が退職等の理由により、この訓令の適用を受けなくなったときは、直ちに現に交付を受けている身分証明書を事務局長に返還しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(平成元年3月10日訓令第1号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月7日訓令第1号)

この規程は、平成13年12月7日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

（表面）

身 分 証 明 書		第 号
写 真 たて 3.0 cm よこ 2.5 cm	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	上記の者は、中空知衛生施設組合職員であることを証明する。	
年 月 日		印
中空知衛生施設組合		

（裏面）

注 意 事 項
1 本書は常に携帯し、他人に貸与又は譲渡してはならない。
2 本書は関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 本書の証明事項に異動を生じ、又は破り、汚し、若しくは失ったときは直ちに届け出なければならない。
4 退職等のときは、直ちに本書を返還しなければならない。

身分証明書再交付願

年 月 日次の理由により、身分証明書第 号を破きました（汚しました・失いました）ので、再交付してください。

（理 由）

年 月 日

中空知衛生施設組合

組合長 様

職・氏名

⑩

